

# 第3節

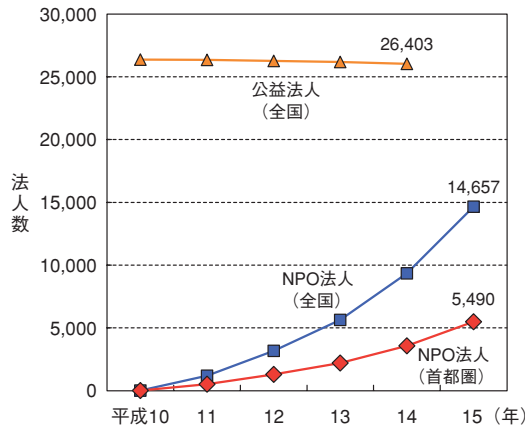
## 個人主体の多様な活動の展開

### 1. NPOの現状と多様な支援

#### (1) NPOの現状

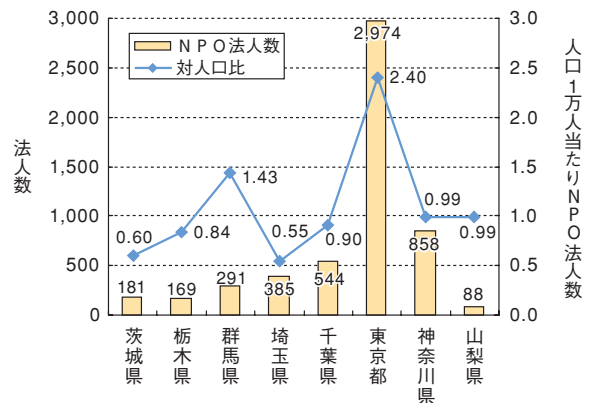
価値観の多様化により個人主体の社会的な活動を行うNPO等の活動が活発化しており、NPO法人<sup>1)</sup>の数は、特定非営利活動促進法の施行以降、加速度的に増加し続けている。平成15年末時点での認証法人数は全国で約15,000と、公益法人の半数以上の数に達しており、首都圏においては、全国の約1/3にあたる約5,500の団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



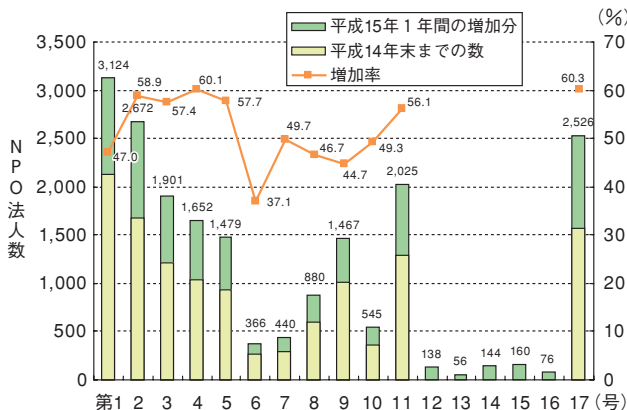
注：公益法人数は各年10月1日現在、NPO法人数は各年12月末現在の値である。  
資料：内閣府資料及び「公益法人に関する年次報告」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



注：各都県の人口は平成15年10月1日現在、NPO法人数は平成15年12月末現在の値である。  
資料：内閣府資料及び各都県公表推計人口により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成15年12月末時点）



号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。  
注2：第12～16号は、改正NPO法施行日（平成15年5月1日）以降に申請して認証された分のみ。  
注3：1団体が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している。  
資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

1) NPO法人：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき認証された法人。

平成15年末時点における首都圏の各都県ごとの認証状況をみると、東京都がNPO法人数、人口当りの法人数共に最も多い。群馬県、山梨県等は、NPO法人数は比較的少ないが人口当りの数が多いのに対し、埼玉県は、NPO法人数が首都圏で4番目であるにも関わらず、人口当りの数は首都圏で最も少ない（図表2-3-2）。

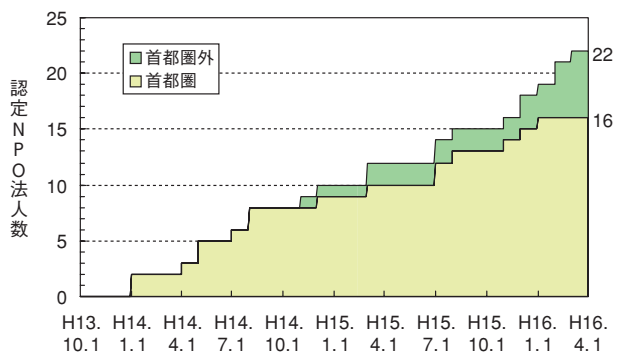
首都圏におけるNPO法人の活動分野は、医療福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多くなっており、平成15年1年間の増加数が多い分野は、学術・文化・芸術等の振興、他団体の支援等の分野となっている（図表2-3-3）。

## （2）NPOへの支援

NPOに係る税制上の優遇措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする税制上の優遇措置が平成13年10月から講じられている。この認定NPO法人制度は、平成15年度税制改正において、認定要件の緩和<sup>2)</sup>、みなし寄附金制度<sup>3)</sup>の導入等の措置が講じられ、改正制度の施行された平成15年4月1日以降は認定件数が拡大している（図表2-3-4）。

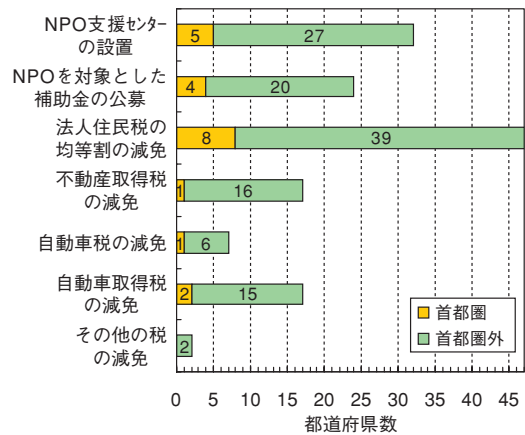
また、地方公共団体においてもNPOに対する様々な支援措置が講じられており、NPO支援センターの設置、NPOを対象とした補助金の公募、法人住民税の均等割等の減免の措置は、多くの地方公共団体で講じられている（図表2-3-5）。

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定NPO法人数の推移



資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-5 都道府県によるNPO法人への支援



資料：「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」（千葉県）により国土交通省国土計画局作成

- 2) 認定要件の緩和：総収入金額のうち寄附金総額の占める割合を一定以上必要とするパブリック・サポート・テスト要件の緩和、特定非営利活動が複数の市町村で行われていること等を必要とする広域性要件の廃止等。
- 3) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。認定NPO法人については、15年度税制改正において、この制度導入とあわせ、寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%（改正前2.5%）に拡大する措置が講じられた。

## 2. テレワークの推進

テレワーク<sup>1)</sup>は通信が通勤を代替することによる地球環境負荷の低減、大都市圏における長時間通勤の解消、災害時における帰宅困難者対策、女性や高齢者等の社会参画による活力ある社会の構築、個人の能力やライフスタイルに対応した柔軟な働き方などに寄与するものとして、その進展が期待されており、平成15年7月にIT戦略本部において決定された「e-Japan戦略II」<sup>2)</sup>においても適正な就業環境の下、2010年までにテレワーク人口が就業者人口の2割となることを目指すとされている。

テレワークの実態を明らかにするため、国土交通省が、総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して実施した調査によると、

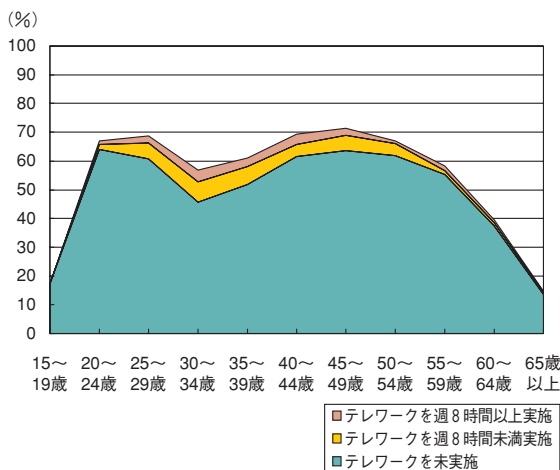
- ①首都圏におけるテレワーカー<sup>3)</sup>は188万人、首都圏の就業者全体に対するテレワーカー比率は8.6%と推計され、他地域に比べ高い数値となっている（図表2-3-6）。
- ②日本では、女性の年齢階級別の就業率は、テレワークを実施していない人では30歳代前半を底とした、いわゆる「M字型カーブ」を描くのに対して、テレワーカーの比率は30歳代前半がもっとも高くなっていることから、この層を始めとした女性の就業促進に、テレワークが寄与することが期待できる（図表2-3-7）。
- ③テレワークの効果について、「仕事の生産性・効率性が向上する」、「通勤の負担が少ない」などを挙げたテレワーカーの割合が特に高く、効果があらわれている様子が伺える（図表2-3-8）。

図表 2-3-6 平成14年時点におけるテレワーク人口推計値

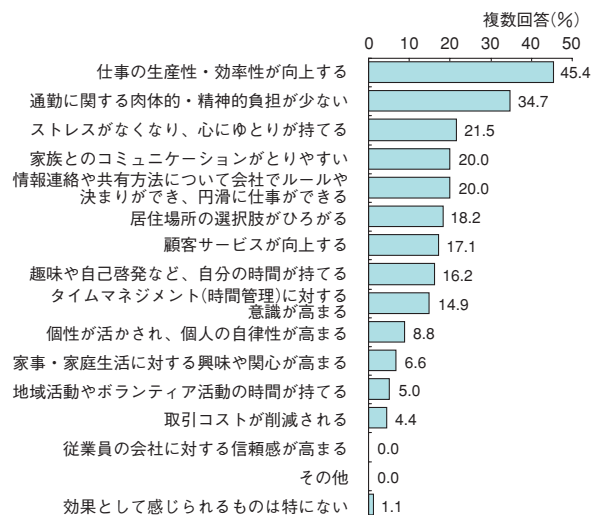
	テレワーク人口			各地域のテレワーカー比率		
	雇用型 テレワーカー	自営型 テレワーカー	合 計	雇用者に 占める割合	自営業者に 占める割合	全 体
三大都市圏	240万人	62万人	301万人	6.5%	10.0%	7.0%
うち首都圏	144万人	43万人	188万人	7.5%	15.1%	8.6%
三大都市圏以外	69万人	20万人	89万人	3.8%	5.0%	4.1%
全国	310万人	83万人	392万人	5.7%	8.2%	6.0%

注：三大都市圏とは、首都圏整備法に基づく首都圏、近畿圏整備法に基づく近畿圏、中部圏開発整備法に基づく中部圏を指す。  
資料：図表2-3-6～図表2-3-8は国土交通省都市・地域整備局調べ

図表 2-3-7 年齢階級別の女性の就業率



図表 2-3-8 テレワークの効果（雇用型テレワーカーに対する調査結果）



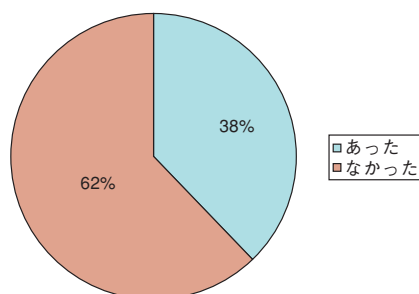
## 首都圏コラム

### 「国土交通省 テレワーク入門講座（試作版）」の運用開始

国土交通省では、テレワークを行うために必要な基本的知識や能力をインターネットを通じて誰もが簡単に閲覧・学習することのできる「テレワーク入門講座（試作版）」を作成し、試験運用を行った<sup>4)</sup>。利用者に対しアンケート調査を行ったところ、テレワークについて全く知らなかった人が6割、これをきっかけにテレワークで仕事をしたいと考えている人が9割おり、このことから、この講座の利用者拡大を通じてテレワーク人口の増加につなげていくことができるものと期待される（図表2-3-9、図表2-3-10）。

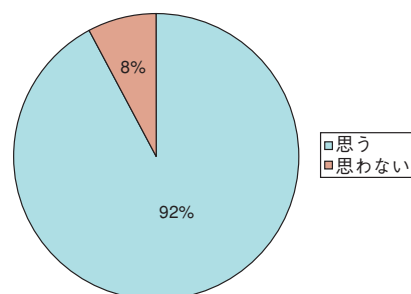
なお、同講座は、平成16年度以降もウェブやCD-ROMにて一般に提供し、テレワークの普及に役立てていくこととする（<http://www.e-telework.net/>）。

図表2-3-9 講座の利用前にテレワークについて何らかの知識があったか？



資料：国土交通省国土計画局調べ

図表2-3-10 これをきっかけにテレワークで仕事をしてみたいか？



資料：国土交通省国土計画局調べ

### テレワーク導入推進セミナーの実施

国土交通省では、テレワークの普及推進を図るため、テレワークがもたらす効果に関する調査を行い、その結果を平成16年3月に公表した。本調査では、テレワークによりもたらされる社会的効果（在宅勤務の増加等による通勤交通及び業務交通の削減、それに伴うCO<sub>2</sub>の排出量の削減等）、企業経営にもたらす効果（生産性の向上、優秀な人材の確保、オフィスコストの削減等）及び労働者に対する効果（通勤時間等の削減による自由時間の増加、ワーク／ライフ・バランスの実現等）等が具体的に把握された。



併せて、企業経営者等を対象とするセミナーを開催し、調査成果の報告及び導入企業の担当者等を交え、パネルディスカッションを実施し、その周知を図った（上写真）。

- 1) ここでいうテレワークとは、業務を続けていく上で、情報通信機能の利用が必要不可欠であり、かつ働く場所を自由に選択できる就業形態を指す。
- 2) e-Japan戦略Ⅱ：世界最先端のIT国家実現を目指す国家の第2期IT戦略（「e-Japan戦略」（平成13年1月IT戦略本部決定）の改定版）。
- 3) 本調査におけるテレワーカー：以下の4つの条件を全て満たす人。①ふだん収入を伴う仕事を行っている。②仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している。③ITを利用する仕事場所が複数ある、または1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である。（雇用型のみ）④自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である。但し、週8時間未満の場合は広くとらえたテレワーカーとする。
- 4) 平成15年12月から平成16年3月までウェブ上にて試験運用を行った。

### 3. 高齢者等の生活・社会的活動への支援

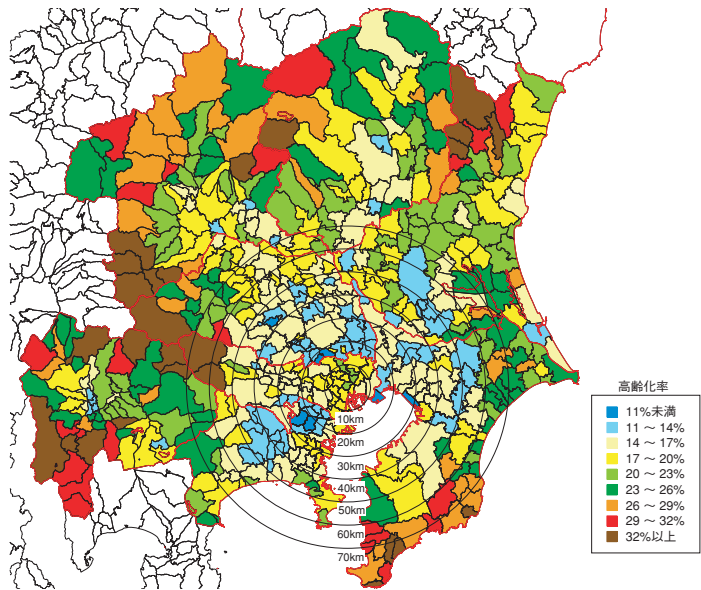
#### (1) 首都圏における高齢化の状況

平成15年3月31日現在、首都圏における高齢化率の高い地域は、主に東京都心から60km以上離れた首都圏外縁部に多く存在している（図表2-3-11）。

旧東京都庁からの距離圏別に高齢化の状況を分析すると、首都圏外縁部だけでなく、10、20km圏といった都心部でも高齢化率が高くなっており、比較的高齢化率が高いのは30、40km圏の地域であることがわかる。

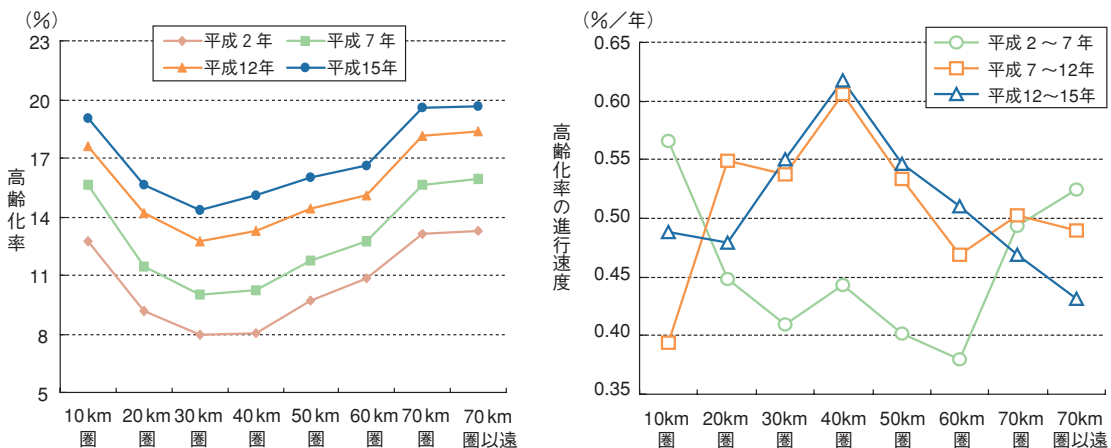
しかし、高齢化の進行する速さをみると、平成2～7年では、都心部（10km圏）及び外縁部（70km圏以遠）といったもともと高齢化率の高い地域で高齢化の進行速度が速かったが、近年（平成7年以降）では逆に、40km圏等の高齢化率の比較的低い地域の進行速度の方が速くなっており、今後高齢化が急速に進む可能性がある（図表2-3-12）。

図表2-3-11 首都圏における高齢化の現状



注：平成15年3月31日現在の状況。市区町村界は平成14年10月1日時点に修正、距離圏は旧都庁（東京都千代田区）が中心である。  
資料：「住民基本台帳」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-12 首都圏における近年の高齢化の進行状況



資料：平成2, 7, 12年の数値は「国勢調査」（総務省）、平成15年の数値は「住民基本台帳」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

(2) 住まい・まちづくりをめぐる高齢者等支援の動き

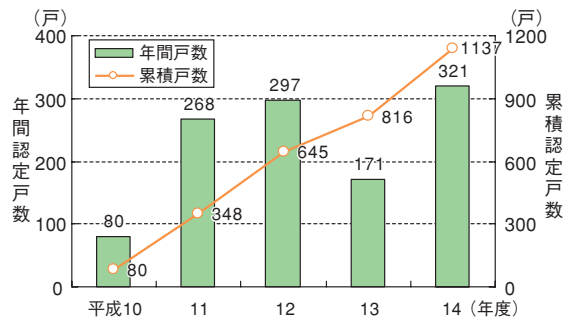
そのような状況の下、高齢者等誰もが安心して暮らすことができる環境を整備するため、住宅、各種建築物、旅客施設等について以下の取組が進められている。

平成13年8月に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）では、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、高齢者単身・夫婦世帯等向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進する「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設されている（図表2-3-13）。

また、平成15年4月に改正法の施行されたハートビル法<sup>1)</sup>では、バリアフリー対応の認定を受けた「認定建築物」に対する支援措置が拡大（容積率の算定の特例、シンボルマークの表示制度、税制上の特例措置等）されるなど制度の充実が図られているが、その認定件数は首都圏では平成15年3月末時点で429件となっている（図表2-3-14）。

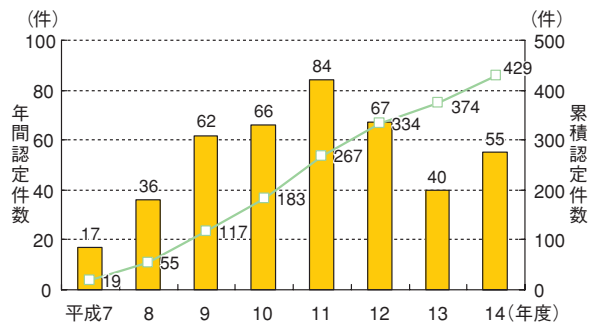
公共交通施設については、平成12年11月に交通バリアフリー法<sup>2)</sup>が施行され、高齢者、身体障害者等の利便性・安全性の向上が図られている。同法に基づく基本構想を作成している市区町村は、平成15年12月末時点で、首都圏の約5%にあたる27市区町村となっている（図表2-3-15）。

図表2-3-13 高齢者向け優良賃貸住宅の認定状況（首都圏）



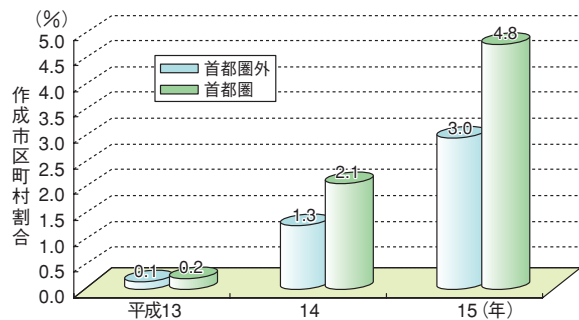
注：(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、都市基盤整備公団が整備したものは含んでいない。  
資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-14 ハートビル法に基づく認定件数の推移（首都圏）



資料：国土交通省資料及び都県への聞き取りにより国土交通省国土計画局作成

図表2-3-15 交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成状況



注：各年12月末現在における作成状況。市区町村割合は、平成14年度末時点の市区町村数で計算している。  
資料：国土交通省資料により国土計画局作成

1) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）の通称。

2) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）の通称。